

「山形県困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画(仮称)」(素案)の概要について

重点取組事項

SNS等多様な媒体を活用して、困難に直面した場合は支援を受けることができることを積極的に周知する。

民間団体等の取組みを踏まえ、アウトリーチ等による支援対象者の早期の把握に取り組む。また、若年層が利用しやすいSNS等を活用した相談窓口を検討する。

民間団体等における支援実態を調査し、連携した取組みを検討し、支援者ニーズに応じた柔軟な一時保護体制について検討する。

女性相談支援センターによるきめ細かな相談支援を実施する。医療機関との連携や職員による心のケアの実施など心身の健康の回復に向けた支援を充実させる。

経済的自立にとどまらず、その人らしい暮らしの実現のため、自立後においても、継続的なフォローアップや相談支援を実施する。

支援調整会議を活用しながら、市町村・関係機関と顔の見えるネットワークづくりに取り組む。

国の動向(困難女性支援法の制定)

女性をめぐる課題は、生活困窮・性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化・多様化し、コロナ禍で顕在化した。「孤独・孤立対策」の視点も含め新たな女性支援強化が喫緊の課題とされ、令和4年5月新たな女性支援の枠組みとして「困難女性支援法」が制定。

目的・理念
「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」

ポイント
・民間団体との「協働」による支援。
・「保護更生」から「意思を尊重され、きめ細かく寄り添いつながり続ける支援」へ。
・これまでの他法律による困難女性への支援に関する計画との調和を保つよう努める。

本県における女性相談及び一時保護の現状

これまで本県では女性相談センターを設置し女性相談、施設等への保護を実施。併せて、女性相談センター及び各福祉事務所に女性相談員を配置し各種相談を実施。

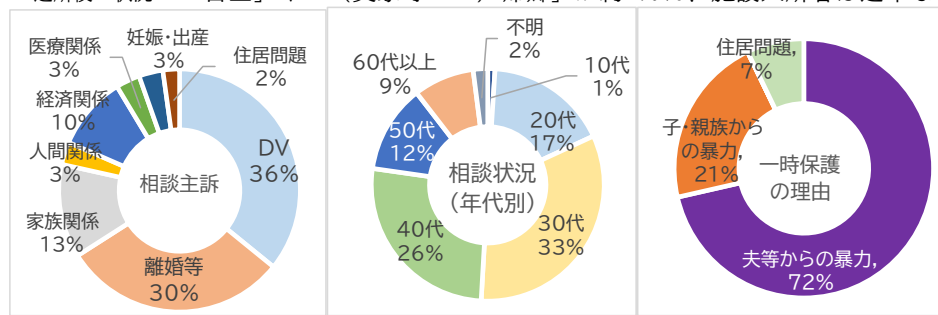
1 女性相談の状況

女性相談員(婦人相談員)による相談状況(令和4年度実績)

・相談件数: 976件(実人数) うち来所相談: 497件、電話相談: 431件、その他: 48件
・相談内容: 「DV(夫等からの暴力)(36%)」「離婚等(30%)」等夫婦関係に関するものが多いが「医療関係」「経済関係」「妊娠・出産」まで多岐にわたる。
・相談者年代: 10代から60代以上までの全年代にわたる。30代(33%)が最も多い。

2 女性相談センターによる一時保護の状況(令和4年度実績)

・一時保護者: 14名(同伴家族25名)
・保護者年代: 30代、40代が中心。同伴家族は、小学生・幼児。
・保護理由: 「夫等からの暴力(72%)」、「子・親族からの暴力(21%)」と続く。
・退所後の状況: 「自立」や「(実家等への)帰郷」が約70%、施設入所者は近年なし。



女性相談における課題・工夫すべき点(令和5年度県市町村アンケート)

■対象者: 婦人保護事業担当課(市町村、県)
■実施時期: 令和5年7月
■内容: 女性相談の現状(近年の傾向、課題)、困難女性支援に向けた課題・工夫等
■調査結果:
・相談内容はDV、離婚等に加え経済・医療等複数の要因が重なり合い、**複雑化・困難化**する傾向にある。
・幅広い年代の女性が対象となることから**相談窓口・関係機関も多岐にわたる**。女性相談窓口の広い周知が必要。
・若年層からの相談件数が少ない一因に認知が不十分なことが考えられる。若年層に自分が置かれている環境が「困難」だと理解するアンテナを持つような情報発信、若年層が利用しやすい相談ツール、周知啓発が必要。

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

これまでの婦人保護事業やDV防止法の取組み等と整合性を図りながら、新法の趣旨を踏まえ広く困難な問題を抱える女性への支援に資する計画を策定するもの

2 計画の位置づけ

困難女性支援法第8条に基づく県基本計画

3 計画期間

令和6年度から令和7年度までの2年間。
令和8年度からはDV被害者支援基本計画と一体化する方向で検討を行う。

課題

課題1

・困難な問題を抱える女性への支援に関し、県民の関心と理解を深める必要がある。
・自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育や啓発に努める必要がある。

課題2

支援を必要としながらも相談に繋がりにくい若年層の対象者を把握し、適切な支援を行う必要がある。

課題3

保護施設等の支援が十分に理解されていないこと、施設への入所をためらわせる要因があること等を踏まえ、課題を検証し、支援を必要とする者に確実に支援が届く体制を作る必要がある。

課題4

一時保護利用者の多くがDVや家族からの暴力の被害者であることから、安心できる安定的な生活を確立し心身の健康の回復を図られるよう、心理的・医学的側面からの支援が必要である。

課題5

支援対象者の多様なニーズに対応した、関係機関との連携や民間団体との協働により、包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援が必要である。

計画の体系

基本の柱	施策の方向	今後の方策
I 女性が安心して自立して暮らせる社会づくり	1 県民意識の醸成	●女性の人権に関する意識啓発等の実施 ・高齢者・障がい者・外国人等への暴力被害予防啓発の推進
	2 若年層に対する性暴力等被害・加害防止の啓発及び教育の推進	●若年層におけるデートDV等防止のための啓発の推進(SNS等を活用した若年層への啓発) ・学校における性暴力等の被害・加害防止に関する教育の充実
	3 早期相談のための相談窓口の周知	●●SNS等多様な媒体を活用した相談窓口の周知の強化 ・関係機関と連携した相談窓口の周知 ・災害時における迅速な相談窓口の周知
	4 早期発見のための関係機関の連携強化	●●アウトリーチ等による早期発見 ・民間団体と連携した居場所の提供 ・各関係機関に女性支援施策に関する周知・啓発等を実施し、早期発見を働きかけ ・支援調整会議を活用した連携強化
II 安心して相談できる環境の充実	5 相談者の立場に立った相談体制の充実	●女性相談支援センターの機能強化 ・相談員等関係職員の人材育成強化 ●SNSを活用した相談窓口の検討 ・警察による寄り添った相談への対応 ・各種相談機関による総合的な支援の実施、相談窓口の設置・周知 ・高齢者・障がい者・外国人等の相談者への配慮
	6 迅速で安全な保護体制の充実	・安全な移送体制の確保 ・緊急保護体制の充実 ・県域を越えた広域的な連携の推進
	7 本人の自己決定による一時保護体制の充実	●きめ細かな相談・支援の実施 ●民間団体と連携した外部委託による一時保護体制の充実 ・苦情処理の体制整備
III 迅速かつ安全に保護する体制の充実	8 住居の確保に向けた支援	・公営住宅の優先入居実施等の入居対策 ・母子生活支援施設による支援強化 ・女性自立支援施設の利用促進等
	9 就業に向けた支援	・就業支援の充実 ・ひとり親家庭(母子家庭)への経済的支援及び職業能力開発支援制度の周知・活用
	10 生活の支援	・生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の周知と利用のための支援 ・公的サービス、各種手続きの円滑な利用のための支援と制度の周知 ・再被害防止の支援による安全・安心の確保 ・個人情報の保護の徹底
	11 こころの回復支援	●メンタルヘルスケアの実施 ●アフターケアの充実
IV 女性の自立を促進する支援の充実	12 同伴児童への支援	・児童相談所・警察・市町村等と連携した対応 ・市町村要保護児童対策地域協議会を活用した連携・支援 ・子どもの心理的ケアや学習支援 ・子どもの安全な就学・保育等の支援
	13 市町村との連携の強化	●市町村における支援体制づくりの推進 ・市町村基本計画の策定支援 ・災害時における迅速な相談窓口の周知(再掲)
V 市町村・関係機関との連携の強化	14 関係機関との連携の強化	●関係機関の顔が見えるネットワークづくり ・NPO等民間支援団体との連携と協働 ・他の都道府県との連携